

仕 様 書

1 業務名称

多文化共生の地域づくりに向けたエリアプログラム支援事業業務委託（その2）（長期継続契約）

2 委託期間

契約締結日～令和7年3月31日

3 事業の目的

大阪市の外国人住民¹数は、平成26年度以降急増し、国籍、ルーツ、在留資格等が多様化する中、外国人住民当事者や地域社会が抱えるニーズが複雑・多様化しており、2025年の大阪・関西万博開催を契機に、就労・留学など様々な目的での流入が促進され、地域社会での外国人のさらなる増加が見込まれることから、国際都市としての大阪のまちづくりへと着実につなげられるよう、地域における多文化共生の取組を推進する必要がある。

また、持続可能な地域運営を継続するためには、外国につながる市民²も地域づくりの担い手として活躍できるまちづくりを重点的に進めることが急務である。

そのためには、生活に身近な圏域において、地域住民が主体となり、外国につながる市民と地域住民（日本人）との相互理解、つながり・交流を生む取組を進める必要がある。

そうした取組を進めるために、まずはモデル地域³においてステップ感を持ったプログラムを実施し、ノウハウの蓄積を行い、他の地域においても自立的に取組を進めることができるよう、汎用的に活用できる基本的な取組手法（How to）を効果的に発信していくことを目的として、本事業を実施するものである。

1 外国人住民

住民基本台帳法では、日本の国籍を有しない人のうち市町村の区域内に住所を有する人を「外国人住民」としている。

2 外国につながる市民

住民基本台帳法における「外国人住民」だけでなく、日本国籍を取得した人や戦前・戦後に日本に引きあげてきた人、親が外国籍である子ども、海外から帰国した子どもなど、国籍は日本であっても外国籍の人と同様の課題を抱えている場合があることから、これらの人々も視野に入れ、「外国につながる市民」という呼称を使用している。

3 モデル地域

大阪市内にある概ね小学校区程度を範囲とした地域。

区名	港	浪速	生野	西成
地域名	南市岡	浪速	北巽	北津守

4 事業実施にかかる基本的な考え方

- (1) 4つのモデル地域を有するそれぞれの区役所と綿密に調整を行い、その指示に従った上で当該地域の意向を十分に踏まえる。
- (2) 多文化共生の取組について先行している浪速区、生野区で実施されている取組を参考に実施する。
- (3) 必要に応じて、大阪市の関係各部署、協力団体、連携協定を締結している企業等及び多文化共生マネージャーとの連携を図る。

- (4) DX推進の観点から、ICTの活用及び利用促進の要素を必ず盛り込む。
- (5) 本事業実施後、他の地域においても自立的に取組を進めることができるよう、汎用的に活用できる基本的な取組手法を発信することを見据えて実施する。

5 エリアプログラムの概要

(1)「エリアプログラム(理解促進)」

より多くの外国につながる市民に、日本で暮らすうえでの慣習やマナー、ルールなどを伝え、知ってもらうところから始め、外国につながる市民を含む地域住民との相互の理解を促進していくプログラム

(2)「エリアプログラム(参加)」

外国につながる市民を含む多くの地域住民が、地域活動への参加につながるよう、お互いに関心を持つためのプログラム

(3)「エリアプログラム(交流)」

将来的に地域の活性化につながるよう、興味・関心のある物事を通して共通点を知り、継続した交流につなげていくとともに、将来の地域活動等の担い手にもつながるような人材の創出につなげていくためのプログラム

<参考>

別紙「多文化共生の地域づくりに向けたエリアプログラムの概要」を参照すること

6 委託業務内容

4つのモデル地域の負担となることのないよう、4つのモデル地域及び当該地域を有するそれぞれの区役所との調整を行うための連絡体制を常時講じたうえで問い合わせ等の対応を行い、問い合わせ等の対応を行った場合は、その内容を発注者にその都度報告するとともに、月次報告書を毎月翌月10日までに提出することとし、以下「(1)~(3)」に記載の業務を行うこと。

(1) エリアプログラムの実施にかかる支援

ア 企画・設計

それぞれのプログラムの目的を達する結果につながるよう、4つのモデル地域それぞれの実情に応じた取組メニューの企画及び具体的なスケジュール、実施方法などの設計の支援を行うこと。ただし、取組メニューの企画・設計の支援にあたっては、4つのモデル地域及び当該地域を有するそれぞれの区役所の意向を十分に踏まえたものとする。また、必要に応じて、支援団体等との連携や既存の地域活動の活用等についても検討・調整を行うこと。

なお、実施スケジュールについては、4つのモデル地域それぞれにおいて、基本的に「理解促進」、「参加」、「交流」の順で実施すること。ただし、4つのモデル地域それぞれの実情に応じて柔軟に対応すること。

イ 実施(準備を含む)

取組の実施にかかる広報周知、連携・協力先(支援団体等)への協力依頼、必要物の調達等の準備から実施までの支援を行うこと。ただし、取組の実施の支援(準備を含む)にあたっては、4つのモデル地域を有するそれぞれの区役所と綿密に調整を行い、その指示に従った上で当該地域の意向を十分に踏まえること。また、広報周知及び取組の実

施の支援（準備を含む）にあたっては、日本語が苦手な地域住民に対しても、ICTを活用するなど効果的・効率的に行うこと。

ウ 支援内容報告

上記「ア」「イ」で企画・設計・実施した支援の内容について、4つのモデル地域ごとに報告書を毎月提出すること。

支援内容の報告に際し必要となる記録として、写真・動画の撮影等を行う際は、事前に被写体に対して了承を得ること。

(2)「エリアプログラム（理解促進、参加、交流）」の取組報告書の作成

上記「(1)」の内容、成果、課題等をまとめた取組報告書を作成すること。

(3)その他

上記「(1)」及び「(2)」の実施にあたっては、適宜、発注者と十分に協議のうえ実施すること。

7 成果指標及び目標数値の設定について

4つのモデル地域における事業参加者アンケートにおいて、「多様な人々が安心・安全に暮らすことのできる地域である」と考える回答の割合が、事業実施前と実施後で10ポイント以上増加することを企図し、事業の効果的な運営に取り組むこと。

また、そのほか上記「6 委託業務内容」にかかる成果指標及び成果目標数値を設定すること。なお、成果指標及び目標数値は明確に数値化できるものとし、測定方法については合理的かつ客観的な方法とすること。

8 事業報告書の作成について

受注者は、各事業年度の業務を完了した際には、速やかに実施した業務の内容及び記録等を事業報告書としてとりまとめ、必要な書類を添付し、発注者へ提出すること。

- ・事業報告書（紙媒体） 1部
- ・事業報告書（電子ファイル） 1式

9 留意事項

- ・個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人情報の漏えい、滅失、棄損の防止その他個人情報保護に必要な措置を講じること。また、個人及び法人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置、体制を講じること。
- ・本事業にかかる4つのモデル地域及び当該地域を有するそれぞれの区役所との調整、取組の実施にあたっては、休日や夜間における対応も想定されることから、柔軟に対応できる体制を講じること。
- ・本事業は、各委託対象年度に係る大阪市予算原案の議決を経てはじめて効力を発するものとし、予算原案が可決・成立しない場合は、委託業務の執行は行わない。なお、上記に伴い損害が生じた場合であっても、本市はその損害について一切負担しないものとする。

10 関係法令の遵守

受注者は、雇用等を行った労働者の使用者として、労働基準法、労働者災害補償保険法、労働安全衛生法、最低賃金法その他関係法令を順守するとともに、これら法令上の一切の責任を

負い、かつ責任をもって労務管理を行うこと。

11 障がいのある人への合理的配慮の提供

受注者は、本業務が本市の事務又は事業を実施する事業者であることから、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえ、過重な負担が生じない範囲で、障がいのある人が障がいのない人と同等の機会が確保できるよう環境への配慮に努めるとともに、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、個々の場面において必要とする社会的障壁の除去について、合理的な配慮の提供に努めなければならない。

12 再委託について

- (1) 契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、(1) 及び (2) に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、(3) に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。
なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

13 業務委託料の支払いについて

各事業年度の業務を完了した際の検査に合格したときは、受注者は速やかに当該の業務委託料の支払いを請求すること。

14 その他

- (1) 業務遂行にあたっては、発注者と十分に協議して実施すること。
- (2) 当業務で生じる報告書等(「報告書等」とは、「6 委託業務内容」において作成したもの(素材となるデータ等を含む)及び同仕様書「8 事業報告書の作成について」において作成したものを言う。)の所有権・著作権については、引き渡しによりすべて発注者に帰属するものとする。
- (3) 当業務の実施にあたって必要な経費は、当仕様書に記載する発注者の負担以外は、すべて受注者が負担すること。
- (4) 本仕様で定めのない事項及び疑義が生じた場合は、速やかに発注者に報告し、十分協議すること。
- (5) 当業務の実施にかかるすべての証拠書類については各事業年度終了後、翌年度4月1日から起算して10年間保存することとし、本市から提出を求められた場合は、提供すること。

15 担当

大阪市民局ダイバーシティ推進室人権企画課

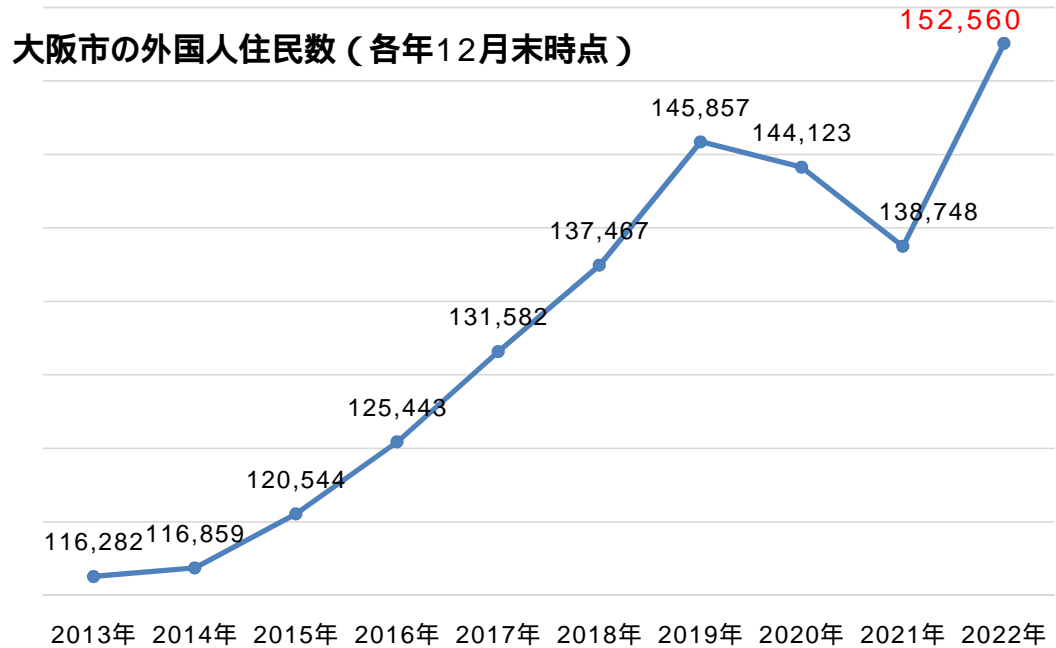
〒530 8201 大阪市北区中之島1 3 20 大阪市役所4階北側

TEL : 06 6208 7623 FAX : 06 6202 7073

多文化共生の地域づくりに向けたエリアプログラムの概要

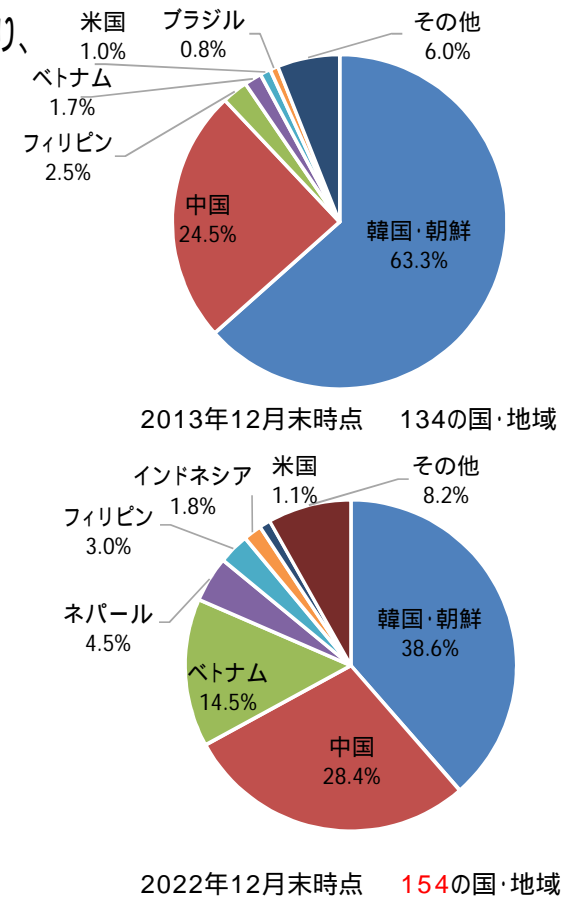
大阪市の外国人住民数の増加・多様化

- 本市において外国人住民数は増加傾向にあり、近年は新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、一時的な減少が見られたものの、令和4年12月末時点では154の国や地域を出身とする**152,560人**の外国人住民が居住し、全市民のうちの約**5.6%**を占め、人数、割合ともに政令指定都市で最も多い状況にある。
- また、10年前は6割以上を占めていた「韓国・朝鮮」籍は数、割合ともに減少傾向にあり、「ベトナム」「ネパール」籍の増加が顕著など、国籍の多様化が進んでいる。



出典：大阪市住民基本台帳人口より

9年間で
36,278人増



2022年12月末時点 **154**の国・地域

多文化共生の地域づくりに向けたエリアプログラムの概要

外国人住民が増えると、文化の違いや言葉が通じないなど心配されることがあります。

例えば…

日本の習慣や生活のルールを理解してもらえるだろうか？

(ごみの捨て方)



(騒音)



etc

外国人住民との相互理解や交流を進めましょう！

生活ルールやマナーを
知ってもらおう



騒音禁止



NO NOISE

異文化をお互いに理解する

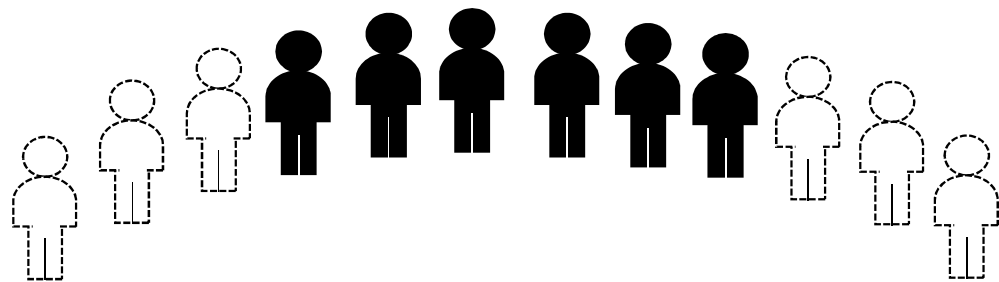


交流の機会を増やす



外国人住民も共に地域を支える一員

地域活動に参加する外国人住民が増えれば活動の担い手になり得る人材も増える



外国人住民との相互理解や交流が進むと・・・

地域を支える人が増え

地域の活性化にもつながり

誰もが安全に安心して暮らせる魅力あるまちに！



多文化共生の地域づくりに向けたエリアプログラムの概要

地域の実情に応じたステップ感を持ったエリアプログラム

基本的に「理解促進」「参加」「交流」の順での実施を想定しているが、4つのモデル地域それぞれの実情に応じて柔軟に対応する。

〈理解促進の取組〉

より多くの外国につながる市民に、日本で暮らすうえでの慣習やマナー、ルールなどを伝え、知ってもらうところから始め、外国につながる市民を含む地域住民との相互の理解を促進していくプログラム。

- 例
- ・地域活動の担い手の方向け：翻訳機能を活用した多言語広報の作り方 など
 - ・地域住民向け：翻訳アプリ（スマートフォン）の使い方 など
 - ・外国人住民向け：日本の慣習等発信（SNS、キーパーソンを通じた発信） など

〈参加の取組〉

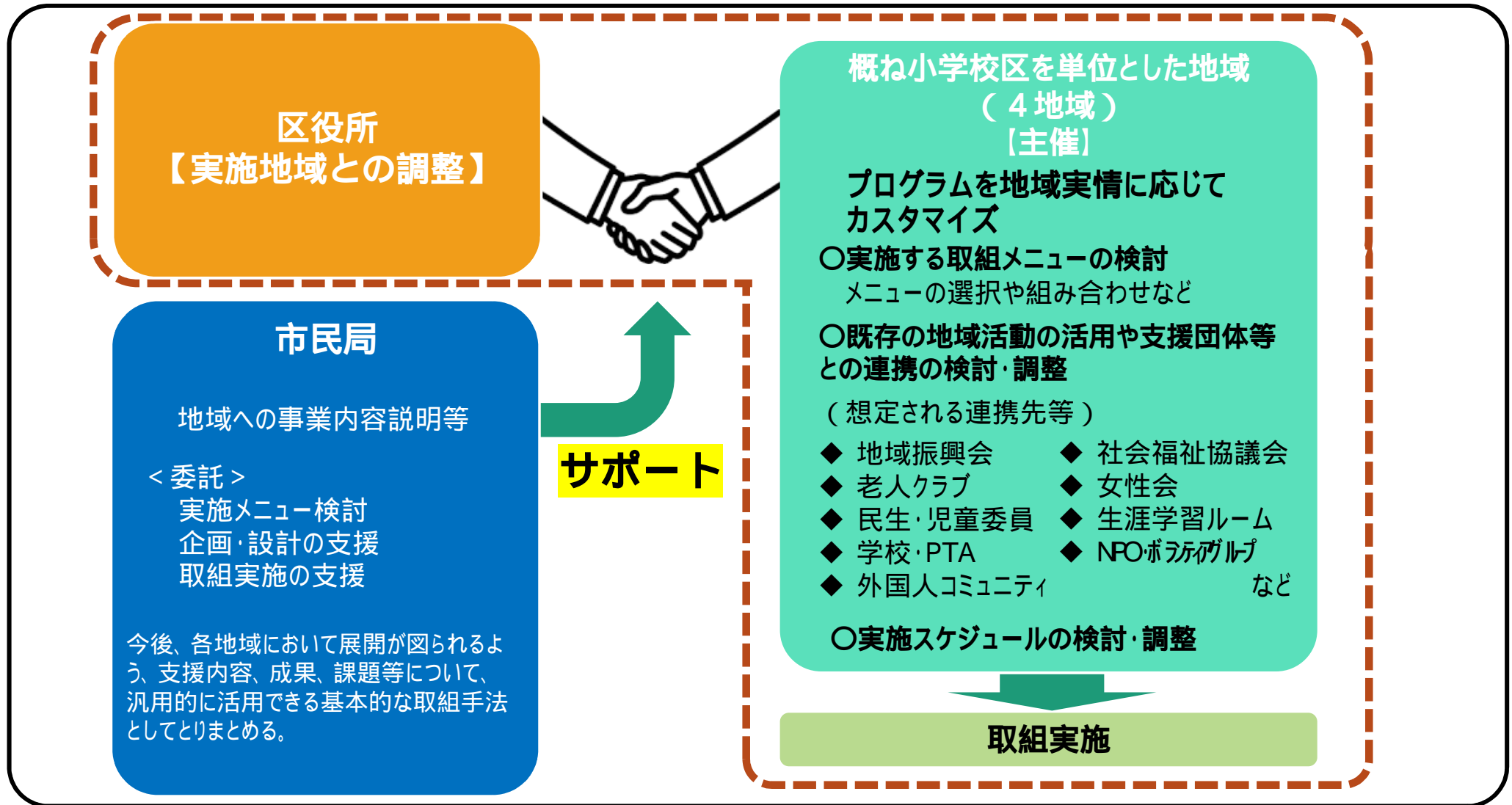
外国につながる市民を含む多くの地域住民が、地域活動への参加につながるよう、お互いに関心を持つためのプログラム

〈交流の取組〉

将来的に地域の活性化につながるよう、興味・関心のある物事を通して共通点を知り、継続した交流につなげていくとともに、将来の地域活動等の担い手にもつながるような人材の創出につなげていくためのプログラム

多文化共生の地域づくりに向けたエリアプログラムの概要

モデル実施のイメージ



多文化共生の地域づくりに向けたエリアプログラムの概要

モデル地域

区名	港区	浪速区	生野区	西成区
地域名	南市岡	浪速	北巽	北津守

町丁目別国籍別外国人住民数（令和5年2月末時点）

< 南市岡 >

（単位：人）

南市岡 1 丁目	ベトナム	中国	韓国	その他	計
	41	17	10	4	72
南市岡 2 丁目	中国	ベトナム	フィリピン	その他	計
	18	16	15	19	68

（参考）

南市岡 3 丁目	中国	ベトナム	韓国	その他	計
	64	44	19	99	226

多文化共生の地域づくりに向けたエリアプログラムの概要

< 浪速 >

(単位：人)

浪速東1丁目	中国	韓国	その他	計		
	32	8	6	46		
浪速東2丁目	中国	韓国	ネパール	フィリピン	その他	計
	34	16	7	6	7	70
浪速東3丁目	中国	韓国	その他	計		
	76	10	12	98		
浪速西1丁目	中国	韓国	台湾	その他	計	
	35	27	7	6	75	
浪速西2丁目	中国	韓国	その他	計		
	126	17	8	151		
浪速西3丁目	中国	韓国	その他	計		
	55	13	10	78		
浪速西4丁目	中国	韓国	その他	計		
	46	17	13	76		
芦原2丁目	中国	その他	計			
	46	9	55			
久保吉1丁目	中国	韓国	ネパール	ベトナム	その他	計
	44	25	8	8	15	100
木津川2丁目	中国	その他	計			
	51	6	57			

多文化共生の地域づくりに向けたエリアプログラムの概要

<北巽>

(単位：人)

巽北1丁目	韓国	中国	ベトナム	ネパール	朝鮮	その他	計
	582	68	40	27	17	19	753

巽北2丁目	韓国	中国	朝鮮	ベトナム	ネパール	その他	計
	386	41	39	36	22	25	549

巽北3丁目	韓国	中国	ベトナム	朝鮮	ネパール	その他	計
	363	55	36	21	16	17	508

巽北4丁目	韓国	ネパール	ベトナム	中国	その他	計
	177	34	21	14	17	263

巽西1丁目	韓国	ベトナム	中国	朝鮮	その他	計
	160	11	9	8	3	191

巽中1丁目	韓国	中国	朝鮮	ベトナム	ネパール	その他	計
	276	37	22	16	8	18	377

多文化共生の地域づくりに向けたエリアプログラムの概要

<北津守>

(単位：人)

北津守1丁目	中国	ベトナム	その他	計
	83	6	11	100

北津守2丁目	中国	韓国	フィリピン	その他	計
	147	10	7	6	170

北津守3丁目	韓国	ネパール	ベトナム	中国	フィリピン	その他	計
	17	15	15	15	8	2	72

北津守4丁目	中国	韓国	ベトナム	その他	計
	167	49	31	28	275

公益通報等にかかる特記仕様書

(条例の遵守)

第 1 条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成 18 年大阪市条例第 16 号)（以下「条例」という。）第 5 条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

- 第 2 条 受注者は、当該業務について、条例第 2 条第 1 項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を大阪市民局総務部総務担当（総務グループ）(連絡先：06-6208-7311)へ報告しなければならない。
- 2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第 1 項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を大阪市民局総務部総務担当（総務グループ）(連絡先：06-6208-7311)へ報告しなければならない。
- 3 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに大阪市民局総務部総務担当（総務グループ）(連絡先：06-6208-7311)に報告しなければならない。

(調査の協力)

第 3 条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第 4 条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第 5 条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

著作権に関する特記仕様書

(著作物の譲渡等)

第1条 受注者は、報告書等(「報告書等」とは、「多文化共生の地域づくりに向けたエリアプログラム支援事業業務委託(その2)(長期継続契約)」の仕様書「6 委託業務内容」において作成したもの(素材となるデータ等を含む)及び同仕様書「8 事業報告書の作成について」において作成したものをいう。)が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。ただし、当該著作物のうち受注者が従前より保有するものの著作権は、受注者に留保されるものとし、受注者は発注者及びその指定する者の必要な範囲で発注者及びその指定する者に無償で使用することを許諾するものとする。

第2条 発注者は、報告書等が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該報告書等の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該報告書等が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

第3条 受注者は、報告書等が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、報告書等が著作物に該当しない場合には、当該報告書等の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

第4条 受注者は、報告書等(業務を行う上で得られた記録等を含む。)が著作物に該当するとしないとにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該報告書等を使用又は複製し、また、第15条第1項の規定にかかわらず当該報告書等の内容を公表することができる。

第5条 発注者は、受注者が報告書等の作成に当たって開発したプログラム(著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。)及びデータベース(著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。)について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。